

令和6年度 第1回 八千代市子ども子育て会議 会議録

1 日時：令和6年6月21日（金）午後14時00分～午後15時30分

2 場所：市役所 旧館4階 第1委員会室

3 議題：（1）委員の紹介
（2）報告事項
①次期計画及び策定に向けた今後のスケジュールについて
②八千代市の現状
③次期計画の体系骨子（案）について
（3）その他

4 出席者氏名

【委員（順不同・敬称略）】

別府	さおり	委員（会長）
丸山	純	委員（副会長）
井上	早苗	委員
中田	麻美子	委員
中川	裕美	委員
藤澤	彩	委員
杉崎	有衣	委員
安藤	浩子	委員
柿沼	芳枝	委員
櫻井	陽子	委員
河島	和城	委員

【事務局（組織順）】

鈴木	訓	子ども部	部長
斉藤	正	子ども部	次長
渡邊	修宏	子育て支援課	副主幹
木村	厚子	子育て支援課	主査
加納	雄二	子育て支援課	主査補
福田	圭介	子育て支援課	主任主事
平野	龍生	子育て支援課	主事
高倉	啓安	子ども保育課	課長
下野	広樹	子ども保育課	主査
榎本	智子	子ども保育課	主査
白井	啓介	子ども福祉課	課長
松本	亮二	子ども相談センター	所長
湯浅	知恵	母子保健課	副主幹

（事業者）

（株）ナレッジ・マネジメント・ケア研究所

5 公開または非公開の別 公開

6 傍聴者/定員 0名/5名

7 会議録

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第1回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中、また足元の悪い中にも係わらずご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、子育て支援課の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。
はじめに、会に先立ちまして子ども部部長鈴木よりご挨拶申し上げます。

【子ども部部長】

みなさんこんにちは。子ども部部長鈴木でございます。会議に先駆けまして、ひとことご挨拶申し上げます。初めに、委員の皆様には、日頃より本市の子ども行政にご理解・ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、本市におきましては、令和2年3月に策定いたしました、第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童解消に取り組むとともに、子育て・子育てを地域全体で支援し、子どもを生み育てる喜びを実感できるまちの実現に向けて取り組んでいるところでございます。

また一方で、国ではこども家庭庁が創設され、こども基本法を制定するなど、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みが進められているところです。

こども基本法では、市町村においてもこども計画の策定に努めること、また市町村こども計画は子ども・子育て支援事業計画を包含した形で策定することも可能であることなどが示されております。これらを踏まえまして、本市といたしましても、子ども・子育て支援事業計画を包含した形で、こども計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

委員の皆様には、忌憚のない意見をいただき、活発な議論を通してこの会議が有意義なものになりますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は宜しくよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、本日今年度4月1日付けの、人事異動により、次長兼課長が新たに着任いたしましたのでご紹介させていただきます。子ども部次長兼子育て支援課長、斉藤でございます。

事務局においても人事異動がございましたので、新たに着任したものを紹介させていただきます。

子育て支援課主査、木村でございます。

子育て支援課主任主事、福田でございます。

子ども福祉課課長、白井でございます。

子育て支援課副主幹、渡邊でございます。

部長の挨拶にもありました通り、今年度は計画策定年度となっておりますので、オブザーバーとして(仮称)八千代市こども計画策定支援業務の契約業者である(株)ナレッジ・マネジメント・ケア研究所2名様にもご出席いただいておりますのでご了解願います。

ここで部長は、公務の都合により、退席させていただきます。

【子ども部部长】

すいませんがこちらで失礼させていただきます。本日はよろしくお願いたします。

(子ども部部长退席)

【事務局】

それでは、本日の会議の説明をさせていただきます。本日の会議は、公開で行います。また、会議録作成のため、録音させていただくことをご了承ください。なお、発言の際には、お手元のマイクのボタンを押して、赤いランプが点灯後にお話いただけますようお願いいたします。

続きまして、本日の欠席委員をご連絡いたします。中村委員、廣見委員、朝比奈委員、長谷川委員は、所用により欠席しております。

それでは、規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、会長、議事の進行をよろしくお願いたします。

【会長】

ただいまから令和6年度第1回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日の出席者数は11人でございます。会議の定足数に達しておりますことをご報告いたします。委員の皆様には、会議の進行にあたりましてご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第の(1)、委員の紹介です。事務局からお願いたします。

【事務局】

委員に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。八千代市校長会から、ご推薦いただいている杉崎有衣委員です。

【杉崎委員】

よろしくお願いたします。

【会長】

それでは次第の(2)、報告事項①次期計画及び策定に向けた今後のスケジュールについて、事務局から報告をお願いたします。

【事務局】

それでは、報告事項①につきまして、説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

委員の皆様のお手元にある資料6-2-1をご覧ください。

次期計画については、こども基本法において市町村は今年度、国が定める「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。

国は「市町村こども計画」について、①子ども・子育て支援法に基づく「子ども子育て支援事業計画」②次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、③子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、④子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」と一体のものとして策定可能としており、本市でも一体的な計画策定を行う予定でございます。計画期間としては次期子ども・子育て支援事業計画期間である令和7年度から令和11年度の5年間とし、名称は

「八千代市こども計画」とさせていただきたいと考えております。

続きまして裏面をご覧ください。

八千代市こども計画に反映予定の調査及び意見聴取等について、ご説明いたします。

こども基本法において、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して、反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられており、八千代市こども計画策定にあたっては、対象となるこども等の意見を聴取するため、令和5年度に委員の皆様にご報告させていただきました「八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を活用いたします。

今年度の令和6年度には、「八千代市こども計画（仮称）」に関するアンケートにおいて、国が示している各種法令による児童等の年齢区分で、若者について、おおむね18歳からおおむね30歳までの者としているため、市内の15歳から29歳までの無作為抽出による3,000人を対象に、Web方式によりアンケート調査を実施する予定であります。

また今年6月中旬頃まで、市内の小学5年生及び中学2年生の計約3,200人とその保護者へ「千葉県こどもの生活実態調査」が実施されました。この調査内容もこども計画の内容の範囲となっていることから、こちらの集計データを市にて分析等実施し、計画に活用する予定であります。

さらに、パブリックコメントにおいて、八千代市こども計画（案）についてご意見を募る予定であります。以上が資料6-2-1の説明になります。

続きまして、資料6-2-1-2をご覧ください。

八千代市こども計画（案）の策定に向けた今後のスケジュールについてご説明いたします。

この子ども・子育て会議の開催が、今年度につきましては、5回ほど開催を予定しております。八千代市こども計画策定に向けた今後のスケジュールについては、7月中に量の見込みの算定のほか、計画に位置付ける事業の精査を事業担当課と調整しながら、検討してまいりたいと思います。これを7月後半の第2回開催予定の子ども子育て会議に諮る予定です。

次に、量の見込みに対する確保方策を8月から9月にかけて検討・調整し、9月頃までに位置付ける事業を固めた上で、素案の第1案を策定予定です。

また、7月下旬を目途に「八千代市こども計画（仮称）」に関するアンケートを実施し、その集計結果等の報告と併せて素案の第1案を10月下旬に開催予定の第3回子ども子育て会議に諮る予定でございます。

その後、素案の修正等を行い、パブリックコメントで使用する素案として第2案を12月中旬以降に第4回子ども子育て会議に諮り、併せて12月上旬から1ヶ月間パブリックコメントを実施する予定でございます。

そのパブリックコメントの結果報告と最終的な計画案の確認を、来年2月下旬に開催予定の第5回子ども子育て会議で行い、3月下旬頃までに製本を終えたいと考えております。

以上が、おおまかな八千代市こども計画の策定に向けた今後のスケジュールとなります。

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告事項についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

藤澤委員お願いいたします。

【藤澤委員】

次期の計画の策定はこれでよろしいかと思いますが、第2期の計画に関する評価等のスケジュールはどうなっていますでしょうか。PDCAと書いてありますが。

【事務局】

資料6-2-1-2スケジュールを見ていただきますと、7月29日（月）第2回子ども・子育て会議の①において、事業計画実績報告として議題の一つとして取り上げさせていただく予定としております。

【会長】

他にいかがでしょうか。

特に無いようでしたら、報告にもありましたように是非こども若者の意見を取り入れ、計画的に進めていただければと思います。

それでは続きまして、報告事項②に移らせていただきます。事務局から八千代市の現状について説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、報告事項②につきまして、着座にてご説明させていただきます。お手元の資料6-2-2をご覧ください。

こちらはこれまでの計画でも掲載されてきた内容となっており、次期計画でも掲載を予定しているところです。大まかに、人口の状況、世帯の状況、出生の状況、就業の状況、教育・保育サービス等の状況、小中学校の児童数等の推移、学童保育所の状況の、それぞれ過去の統計データをグラフ化したものとなっております。

（1）人口の状況につきまして、1ページのグラフをご覧ください。

本市の人口は転入が転出を超過することで年々増加しており、年齢3区分別人口構成の推移をみますと、年少人口は減少し、老年人口は増加しており、本市におきましても少子高齢化が進んでいることがわかります。

2ページから3ページにおきまして、0～17歳の、年齢別人口推移を掲載しております。令和2年の人口と比較して、微増している年齢もございますが、多くの年齢で人口減少の傾向にあることが分かります。4ページに掲載しております、令和11年までの0～17歳の人口推計につきましても、徐々に人口が減少していくことが見込まれています。

（2）世帯の状況につきまして、ご説明いたします。

《一般世帯・核家族世帯の状況》について

5ページ上段をご覧ください。本市の核家族世帯数は増加傾向にあります。一般世帯（全体の世帯数）に占める核家族世帯の割合は年々減少しています。このことから、高齢者を中心に単身世帯が増えていると考えられます。

《6歳未満のこどもがいる世帯の状況》について

次に、下段をご覧ください。本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数と核家族世帯数は年々減少しておりますが、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は9割でほぼ横ばいとなっています。

《ひとり親世帯の推移》について

6ページをご覧ください。本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯数は、年々減少傾向にあります。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯数は100世帯程度で推移しています。子どものいる世帯全体が減少しているため、ひとり親世帯の数につきましても減少しているものだと考えられます。

(3) 出生の状況につきまして、ご説明いたします。

《出生数の推移》について

7ページ上段をご覧ください。本市の出生数は増減を繰り返し推移していますが、令和4年で1,402人となっており、平成25年から10年間で約150人減少しております。

《合計特殊出生率の推移》について

次に、下段をご覧ください。本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年で1.33となっています。また、令和2年以降は、全国や県と比較すると、高い値で推移しています。

《母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移》について

8ページをご覧ください。本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみますと、平成30年に比べ令和4年で29歳以下の割合が微減し、30歳以上の割合が微増しています。このことから、出産年齢が徐々に高くなっていることが分かります。また、25～29歳、及び35～39歳の割合が全国・県より高くなっています。

(4) 就業の状況につきまして、ご説明いたします。

《女性の年齢別就業率の推移》について

9ページ上段をご覧ください。本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に減少し、再び増加するM字カーブを描いています。減少の大きい30～44歳の就業率は、令和2年にかけて上昇しており、M字カーブは緩やかになっています。

《女性の年齢別就業率の推移（国・県比較）》について

しかし、本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較しますと、下段のグラフのとおり、各年代で就業率が低く、特に30歳代で差がみられます。

《女性の年齢別就業率の推移（既婚・未婚比較）》について

10ページ上段をご覧ください。本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代半ばにおいて既婚者に比べ6～30ポイントほど未婚者の就業率が高くなっています。

《青少年の年齢別就業率の推移》について

次に、下段をご覧ください。本市の令和2年の青少年の年齢別就業率をみますと、平成22年に比べ、全体的にほぼ横ばいとなっています。

(5) 教育・保育サービス等の状況につきまして、ご説明いたします。

《幼稚園の状況》について

11ページ上段をご覧ください。本市の幼稚園の状況をみますと、定員数・利用児童数・箇所数は減少傾向にあり、利用児童数は令和6年で1,499人となっています。

《保育園の状況》（認定こども園を除く）について

次に、下段をご覧ください。本市の保育園の状況をみますと、定員数・利用児童数・箇所数ともに増加

傾向にあり、令和2年に比べ令和6年で定員数が365人、利用児童数が452人、箇所数が11箇所増加しています。先ほどご説明した通り、児童数は減少傾向にあります。女性就業率の上昇などから保育ニーズが増加し、利用児童数が増えていると考えられます。

《認定こども園の状況》について

12 ページ上段をご覧ください。本市の認定こども園の状況をみますと、1号認定の児童につきましては、定員数・利用児童数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年以降では減少しています。箇所数は令和4年以降では横ばいとなっています。

次に、下段をご覧ください。2号認定、3号認定につきましては、定員数・利用児童数はともに増加傾向にあります。

《待機児童数の推移》について

13 ページをご覧ください。本市の待機児童数の推移をみますと、待機児童は令和4年にかけて年々増加していましたが、その後は減少し、令和6年で14人となっています。

(6) 小中学校の児童数等の推移につきまして、ご説明いたします。

《小中学校の児童数の推移》について

14 ページをご覧ください。小学校の児童数は、令和2年以降で年々減少しています。中学校の生徒数は、令和3年以降で年々減少しています。

(7) 学童保育所の状況につきまして、ご説明いたします。

《学童保育所の状況》について

15 ページ上段をご覧ください。本市における学童保育所の定員数は年々増加しています。入所児童数についても年々増加しており、令和5年で1,913人となっています。

《学童保育所における待機児童数の推移》について

次に、下段をご覧ください。本市の学童保育所における待機児童数の推移をみますと、待機児童数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で132人となっています。待機児童の内訳としては、4年生と5年生に多く生じています。令和3年に大きく待機児童数が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症流行による緊急事態宣言の影響によるものだと考えられます。

16 ページから18 ページの(8) その他の状況につきまして、一部抜粋してご説明いたします。

《(8) その他の状況》の傾向について

本市の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、先ほどご説明したとおり、ひとり親世帯数が減少したことや、母親の就業率が上昇したことが背景にあると考えられます。

一方で、要保護児童・準要保護児童数(生活保護や、それに準じた保護を要する児童の数)は年々増加傾向にあります。

また、子ども相談センターの相談件数は年々増加しており、虐待、障害、育児・しつけに関する相談件数が増加傾向となっています。

以上が八千代市の現状についてのご説明となります。

【会長】

ありがとうございました。

それではただいまの報告事項について、ご意見等はございますか。

丸山委員お願いいたします。

【丸山委員】

意見ではなくて質問ですが、わかっていれば教えていただきたいのですが、9ページ、女性の年齢別就業率の推移で、このパーセンテージの数字がもしおわかりだったら、教えていただけますか。もしわからなければ後日でも結構です。

【事務局】

後日掲載させていただくということで、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは他にはいかがでしょうか。

藤澤委員お願いいたします。

【藤澤委員】

13ページの待機児童ですが、今年度、14人ということですが、これは、国基準の待機でしょうか。それとも理由が例えば、育児休業の延長だとかも含めてでしょうか。

【会長】

今の点についてはいかがでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。

この14人は国基準待機になりますので、育児休業中の利用者も除いた数字になっております。

【藤澤委員】

入れなかったという状況でしょうか。

【事務局】

そうですね。

【会長】

他にはいかがでしょうか。

【藤澤委員】

続きですが。

【会長】

お願いいたします。

【藤澤委員】

これは4月1日の人数となると、年度末に向けて待機が増えていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

4月1日時点の待機児童数になり、年度申し込みを毎月いただいておりますので、増えてくることとなります。

【会長】

今の待機児童のことは引き続きという形で、次期の計画もありますが、やはり解消に向けて努めていただくということになるかと思えます。

他には何かございますか。

そうしましたら、続いて報告事項③に移らせていただきます。

次期計画の体系骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは報告事項③次期計画の体系骨子案について、ご説明させていただく前に、今年度より委員となられた方もいらっしゃるため、本市の子ども子育て支援事業計画について、簡単に説明させていただきます。

平成27年度から令和元年度の第1期八千代市子ども子育て支援事業計画は、子ども子育て支援法に基づき、教育・保育のほか、法定13事業である一時預かり事業などの地域子ども子育て支援事業の、ニーズの見込み量と、必要な整備量を定めた需給計画と、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している次世代育成支援行動計画を合わせて一体的に策定した計画となっております。

令和2年度から令和6年度の、第2期八千代市子ども子育て支援事業計画は、第1期に引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、子どもを生み、子育てする喜びが実感できるまちを実現し、子育て・子育てを地域全体で支援していくことを目指した計画となっております。

前後してしまいますが、お手元の資料6-2-3-2をご覧ください。

第1期八千代市子ども子育て支援事業計画施策体系及びこども基本法との関係をご覧ください。こちらは第1期八千代市子ども子育て支援事業計画策定の体系となっております。第1期八千代市子ども子育て支援事業計画では、基本的視点5つ、基本目標7つと、施策の方向性で構成されております。

裏面をご覧ください。

こちらは次期計画の根拠法となるこども基本法の基本理念が、第1期八千代市子ども子育て支援事業計画の基本目標と、どのように対応しているかを示した資料となっております。

なぜこども基本法の基本理念との関係性をお示しさせていただいたかと申しますと、こども基本法第五条で、地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し国及び他の地方公共団体等の連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、また同法7条において、国民は基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとするとしているため、次期計画を策定する上で、こども基本法の基本理念が出発点となることから、お示しさせていただきました。

こうした既存計画の特徴を踏まえ、こども大綱を勘案し、新たな内容を盛り込み、こども若者の意見を反

映し、地域計画である八千代市こども計画を策定していくことといたしたいと考えております。

お手元の資料6-2-3をご覧ください。

こちらは参考としてこども大綱を勘案し、事務局案としてご提示するものです。左から、基本理念、3つの基本的視点、7つの基本目標という構成となっております。

基本理念については、次期計画が八千代市子ども子育て支援事業計画を含む一体的な計画となることで、幅広い分野の最終目標となることから、第2期八千代市子ども子育て支援事業計画の基本理念である、「すべての子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしたいと思うまち やちよ」の一部を継承し、次期計画策定で勘案すべき、こども大綱内でも表現されている「健やかに」を生かす形で、次期計画の基本理念を『「すべての子どもが健やかに育つまち やちよ」を目指して』といたしました。

3つの基本的視点は、こども視点、子育て視点、地域での視点として掲げ、7つの基本目標を整理いたしました。

また、こども基本法第2条において、ひらがなこどもの定義が規定されており、心身の発達の過程にあるものとされております。またこども大綱においてこどもまんなか社会の具体的な社会として、心身ともに健やかに成長できる社会が挙げられております。

事務局案の基本理念では、第2期を引き継ぐ形をとっており、基本的視点及び基本目標は第1期の表現となっておりますので、改めて表現などについてもご議論いただければと思います。

今後の計画策定についても同様に、既存計画等を踏まえ、こども基本法・こども大綱を勘案し、こども・若者の意見を盛り込みながら、計画に反映して参りたいと考えております。議論の参考として、基本目標の先についての例を示した図もお手元にご用意しましたので、参考としてご活用ください。左上に参考と記載しているホチキス止めの資料となります。

以上が、次期計画の体系骨子についての説明となります。

【会長】

ありがとうございました。

事務局からただいま報告事項についての説明がありましたが、委員の皆様これからご審議いただく前に、これからの議事の進め方について1点補足をさせていただきます。

議題については、事務局との質疑応答で進めていくということではなく、この会議内で話し合いを行ってその結果を、当会議の見解として、事務局に提案する、或いは議題について当会議内で審議を行った上で、その議題の可否等について、事務局へ意見を述べるような、まずはこの委員の皆様、会議内で議論した上で、事務局に提言していくような形で、進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それではただいまの報告事項について、ご意見等ありましたらお願いいたします。

私から1つ、ご意見を伺いたいと思うのが、基本目標1です。資料6-2-3、それから6-2-3-2にも記載がございますが、「すべての子どもの最善の利益が守られ、一人ひとりが尊重される」と書かれています。

これ自体に、もちろん間違いはないと思いますが、表現として、守られる、尊重される、だと受け身な印象があるかと思ひまして、こどもの権利は、愛されるとか、守られるという側面の権利と、意見表明とか参加ってというような、先ほどの基本目標の後に繋がる施策の方向のところを拝見しますと、意見表明参加の促進等、ということが含まれていてそういう能動的な権利という側面も、両方含んだものかなと考え

られます。

月並みではありますが、「すべての子供の最善の利益を図る」とか、「実現を目指す」というような言い方へ変えてもいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

丸山委員お願いいたします。

【丸山委員】

もちろん賛成です。当然だろうなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

特に反対意見等なければ今の点は、事務局への提言とさせていただきます。

その他、何かございましたらお願いいたします。

丸山委員お願いいたします。

【丸山委員】

この段階で、そうそう意見は出ないと思います。基本理念も基本目標も、こういった場合、とても美しい文言で、形づくられるものだと思いますので、特段意見もないです。

ただ、これから具体的に落としていくときの実現性や、全てのこどもと明記しているところで漏れないようにしていくとか、次の段階が一番肝だろうなという意見でございます。

【会長】

ありがとうございます。

今のご意見について、先ほどのホチキス止めの参考という資料をご覧くださいと、事務局で、基本目標に繋がる施策の方向の例として挙げています。

これが全部ではないですが、こちらも参考にしながら、これから具体的な施策を考えていく上でこういうところが必要じゃないかとか、今見た時点で何か漏れないかとか、或いは、もしかしたら目標と対応付ける部分が他の目標に繋がるのではないかとか、構成の面もあるかもしれませんが、こちらを参考に先に繋がるご意見いただければと思います。何かありましたら、ぜひお願いいたします。

藤澤委員お願いいたします。

【藤澤委員】

ここで「こども」とはどこまでの対象を言うのでしょうか。というのは、今回のこども基本法の中では、「こども」の定義がちょっと変わっているのではないのかと。心と体の成長段階にある人というような定義にもなっており、その辺の基本的なものについては、いかがかなと思います。18歳が成人であったり、20歳が成人であったり。或いは定義づけが国の方でも色々新しく示されている中で。

【会長】

今回若者も含まれるということも、以前からの大きな変更点かと思えますし、対象としてどこまでが範囲かというところは確認しておいたほうがいいところですよ。

こちらは今、事務局の方で想定されているもの等ありましたら、教えていただければと思います。

【事務局】

今ご質問あったこどもの考え方になりますが、国の方から示しているものっていうのが、15歳までをこども、16歳から概ね30歳まで若者という定義となっているかと思えます。

【藤澤委員】

こども基本法では定義が違っているのですが。そのあたりは。市の考え方は15歳までで区切るのでしょうか。

【事務局】

施策によっても異なってくるかとは思いますが、先ほども申し上げたところの若者についてですね、本来は国の方は39歳というところがございます。ただ施策というところで、年齢は分かれていくのかというところになります。

【藤澤委員】

こども基本法における定義は。

【事務局】

先ほども説明させていただきましたが、こども基本法における定義としては、「心身の発達過程にあるもの」と、こども基本法の第二条において示されており、今までは、「こども」の子が漢字で明記されていたかと思えますが、今回の基本法においては、全てひらがなで「こども」という表現になっておりまして、明確な数字での区切りというのはいないような状況となっております。

ただ、国が示している各種法令による児童等の年齢区分というものの中で、若者というのが、「思春期、青年期のもの（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者」としていまして、「施策によっては、40歳未満のポスト青年期のものも対象」という形で示されております。ですので、施策によっては、40歳未満もあり得る、と考えております。

【藤澤委員】

となると、こども基本法を基にしてつくっていくわけですが、具体的な施策になると対象が変わってくるということになる。最初の段階では、この計画は広い部分も包括します、という定義づけの方が望ましいようにも感じますが。これからつくる計画は15歳までとか区切らずに、国の定義に基づいてされた方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

丸山委員お願いいたします。

【丸山委員】

確かに、こども基本法では「心身の発達過程にあるもの」と定義しているのですが、そこで、今回のとは整合性がとりにくくなるのかとは思いますが、例えば、児童館どうしましょうかという時に、39歳の人は恒常的に利用するみたいなことを考え出すと、施策としては、本当にとんでもなくなりますし、逆に言えば、もっと低年齢の子どもたちが利用しづらいものになってしまいそうなので、そこは、こども基本法の定義はこども基本法の定義、今回の事業策定における、いろいろな調査であるとか、そういうところ

は、一緒にしない方が進みやすいのではないのかなという気はいたします。ただ、もちろん「すべての子ども」という視点は忘れてはいけないと思います。

【会長】

ありがとうございます。他に今のことについてご意見ありますか。

そうしますと計画の体系骨子の中では、当然「子ども」という言葉を使いますけれども、その意味するところというのが、実際はかなり幅広い施策によって異なる、というのはどうしても実際出てくる場所です。

もし誤解が生まれるようであれば、説明書きのようなものを付ける形にしておくのがいいのかな、というふうにも思いますが、いかがでしょうか。何人か、うなずいていらっしゃいますけれども。

【井上委員】

はい、説明書きをつけたほうがいいと思います。この水色冊子の第3期版をつくられるということだと思いますので、「はじめに」ということで、子どもの定義と、対象とする年齢が記載されていれば、より自然に読めると思います。

【会長】

ありがとうございます。

櫻井委員お願いいたします。

【櫻井委員】

参考資料の基本目標3、「質の高い教育保育を選択することができる」の項目の中、についてですけれども。この中の具体的項目案というか、参考案の中で、公立保育園の効果的な活用とか、公立保育園における幼児教育の充実ということで、書かれているかと思いますが、これは公立保育園に限定する理由がもしあるのであれば、勉強不足で大変申し訳ないのですが教えていただきたいです。おそらく私立保育園さんでも、幼児教育の充実が図られていると思いますし、もっと言えば認可外保育園さんでも信念を持って質の高い保育、教育を目指して、提供している事実ということもあるかと思うのでこちらの表記についてご意見させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。1個戻りますが、先ほどの「子ども」の定義等については説明書きをつけるという案を事務局に提案するというところでよろしいでしょうか。

では今の櫻井委員のご意見のところですか。

参考資料の基本目標3の公立保育園とあるけれども、私立とか、その他もありますよねというところですが、こちら今、事務局で作成していただいた段階で全部はこれ含めてないですね。実際は、こちらの計画書にあるように、もっと細かい施策が出てきますけれども、その中で、私立とか、認定子ども園も含めて、かなりいろいろあるとは思いますが。

今の段階で事務局に一旦確認させていただきますが、公立だけではなくて、他も含めるっていうことでこれはよろしいですね。

【事務局】

はい。

今回参考として、追加でお手元にご用意させていただいたものになりまして、あくまで基本目標までのご議論のために、この先、何もない状態ですと、イメージが湧かないかなと思ひまして、一部抜粋して、挙げさせていただいただけの資料となりますので、この先については当然、精査した上で、皆さんにご提案させていただく予定であります。

【会長】

ありがとうございます。

今の点については、また今度、施策の検討確認のところ、きちんと入っているかどうかを私たちが確認していくということで、進めていければと思います。

それでは他はいかがでしょうか。

田中委員お願いいたします。

【田中委員】

感想みたいになってしまうのですが、基本目標の、「質の高い教育保育を選択することができる」というのがずっと先ほどから引っかかかっていて、最初の資料で、働く女性が増えているけど、幼稚園、時間外保育とか行っているところもありますが、なかなか働く親としては選びにくいところがあったりする。それで待機児童がいる、それで復帰する親御さんが復帰できなくてっていう、方とかがいると思うのですが、それが解消されてない中で選択することができる、というのがすごく、何か引っかかると思っていたのが1つ。あと、基本視点の4の施策のところ、こちらの中身ちゃんと見てないので、こちらに書いてあるのかもしれないですけど（1）で、「男女で子育てをする意識の醸成」というのが、何で「男女で」なのか。ひとり親が女性で減っているという説明があったのですが、日本ではひとり親も多くいると思うので、そこがひとり親に対しても言及するような表現のものでないところは引っかかりました。

【会長】

ありがとうございます。

ではまず1点目ですが、基本目標3ですね、「質の高い教育保育を選択することができる」というところが、実際は選ぶことが難しいということで、今のことを先ほどの参考資料の中身を見てきますと、教育保育施設等の整備、公立保育園の効果的な活用、教育保育の質の向上、一人ひとりが大切にされる教育保育の推進など、それから子供が豊かに育つ教育の充実など、学校生活における相談支援などが、今、こちらの参考資料では例として紐付けられているという状況です。

今これだけを拝見しますと、選択できるように整備するっていう意味合いで書かれているように思いますが、もしかしたらこれ基本目標の、表現、書き方の問題かなという気もしまして、「質の高い教育保育を整備する」というような形の方が、もしかしたら実態、施策には近いのかという気もいたしました。皆さんいかがでしょうか。田中委員いかがですか。

【田中委員】

そうですね。それだと引っかからないかと思ひます。

【会長】

ありがとうございます。

そうなりますと、基本目標が今ですね、7つとも何々できるっていう表現になっています。これで今回いった方がいいのか、第2期計画のときは、「子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます」とか、「様々な子供や家庭への支援を充実します」という形になっているので、この「できる」というと、誰が主語なのかという話がどうしても出てきてしまうので、もしその辺りも、より良い形にできるようなご意見があれば伺って、改善案として提案することもできるかと思いますが、いかがでしょうか。この基本目標の書き方、表現について。

田中委員お願いします。

【田中委員】

どうしても保育園に入りたかったけど待機児童になってしまっって復帰できなかった人とか、多分そういう方が、私も1人目のときすごく悩んだので、すごくこれを見ると引っかかってしまうと思います。

なので、そういうふうに整備するとか、目標だから「できる」と書いていると言われればそうですが、もうちょっと実情に沿った書き方にしてもらった方が、納得ができるかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

そうすると、例えば、「安心して子どもを産み育てる環境を整備する」とか。そんな形になっていきましかね。

何か、もし具体的なご意見とか、案があれば、まちづくりとか、育てるまちづくり。

【櫻井委員】

アイデアがあるわけじゃないですが、純粹に昨年度のもの比べてみたときに、何かお考えがあつて意図的にこう変えられたのかなと。前回の計画がすべて「整えます」などにおっしゃる通りなところを、意図的に主語など、何かお考えがあたりなのかと思ったのでそこを伺ってみたいと思います。

【会長】

そうですね。では、こちらの表記について事務局の方で、意図があるようでしたら教えていただければと思います。

【事務局】

表現については説明の中でもさせていただきました通り、基本理念については第2期の表現を使っております。基本的視点と基本目標については、1期の表現から持ってきているだけなので、ご意見があればそれらを反映させていきたいと考えております。

【会長】

ありがとうございます。

そうすると、かなり改善の余地があるということだと思われまので。1つの案としては、2期に近い形で「整えます」とか「充実します」というような、実際やることとして書くっていう案が1つかと思います。

他に、具体的なアイデアが今あまり出ないようでしたら、その方向で提案させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では田中委員のご意見の2点目が、「男女で子育てをする意識の醸成」というのは、参考資料6-2-3-2の基本目標5に紐付けられているところによろしいでしょうか。

こちらが参考の中身を見ると、家庭や職場等において「男女で子育てする意識の醸成」などですが、実際はひとり親の方も多いいということですね。

1つは国の方針として、男性の育児参加を推進したいってところがある、ということでおそらくこういう形になっているとは思いますが。ただ、そうなると、男性だけとか女性だけで子育てをしている方、実際違和感があるかなというところかなと思います。

施策としてはひとり親家庭に対する施策というのも、おそらく出てくるかと思うので、必ずしもひとり親に対して何もないということはないとは思いますが、これも表現の問題なのか。中身として、もう少し検討の余地があるのか。いかがでしょうか、これについて。

中川委員お願いいたします。

【中川委員】

私も今フルタイムで、子育てをしているところですが、これを私は見たときには、やはりどうしても女性に負荷がかかっていることが多いように感じていましたので、そこに男性も協力してくれたら、という気持ちがちょっと入っているのかと私は取ったので、いろんな家庭があると思いますが、その中の1つかなというふうに受け取って、特に違和感はなかったのですが。ただそこに、やはりちょっと違うかなと思われる方もいると思います。

どうしても、昔からの名残で女性がお飯を作って、準備をしてという、お家も多いのかなと思いますので、どうしたらそこがうまくバランスがとれるのかなというところも、市としても協力というのがあったらいいなと思ったので、これで私はいいかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

そうですね。

実際男性がもっと育児参加をするってところが、ねらいとしてはありますよね。ただやはり表現で「男女」ってなってしまうと、男性同士とか女性同士のカップルで子育てしている方もいらっしゃると思うと、あまり施策の表に出てくるところが「男女」っていうふうになるのも、ふさわしくないというか引っかかりはあるかという気がいたします。

【田中委員】

私が言いたかったのはこの施策を否定しているわけではなくて、ひとり親の方もいるし、男性が育てている家庭もあるので、その人、頑張っている男性の家庭からしたら、その男女で書かれたら抵抗を感じるのかなとか、女性1人で育てている人からも、どうせパートナーの補助なんて期待できないよ、というところで、もちろん男女、幸せに子育てしている方々だけではない人への配慮というか、これだけを書くのではなくて、どうして「男女で」、というところだけ書いたのかなと思って、ひとり親のところも書くのか、表現はわからないですけど、各自で協力してとか、何かそういう書き方なのか、あまりに特定のターゲッ

トに絞りすぎて、ちょっと少数派のところ配慮がない表現じゃないかなという意味で、このことを否定しているわけでは、なくして欲しいと言っているわけではないです。

【会長】

ありがとうございます。そうですね。

そうすると多分施策の中で、「男性の育児参加を推進する」みたいな形で入ってくる分には、問題がないと思いますけれども、やはりこの「男女で」というところの表現を、変えていった方がいいかもしれないですね。

藤澤委員お願いいたします。

【藤澤委員】

両親でと書いてあるわけではないので、例えばこの「男女」を抜いてしまえばいいのではないかという気もしますが。そこに、男女で協力してなんていうことは一言も書いてないわけで。子育てをする意識ですから抜いてしまえば、子育て意識する。

それか逆に、性別役割意識の改革だとか、結局基本はそこだと思います。性別役割意識が、やはり根深いもので。今、本来、男女共同参画っていうのもするわけで、それであればすんなりくるのかなって。

この意識の醸成なんて言い方をしないで、男女共同参画とかそういう表現でさらっと流してしまえば、別に差別しているわけではなく、協力して、ということを行っているわけでもないのです。うまい表現だとか、題目みたいな言い方で流してしまうのも一つかと思うのですが。

【会長】

具体的なアイデアありがとうございます。

丸山委員お願いいたします。

【丸山委員】

ちなみに、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」の中の、国が出しているものです。この5つ目のところには、「子どもの育ちを支える環境や社会が厚みを増す」という言葉で、フワッと表現している。

男女共同参画とかになると何か、ジェンダーの問題の方にちょっとクローズがいきそうなので、この「子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す」みたいな、実際に何が言いたいかみたいなところはありますが、そんな文言を借りてくるとかはいかがでしょうかね。

【田中委員】

それであれば、おじいちゃんおばあちゃんとか、地域社会の近所の方とか、という、子育てヘルパーの方とかっていう意味にも取れるのですごく、みんなにとっていい気がします。

【会長】

ありがとうございます。

今の意見をまとめますと少しフワとした感じの文言にしておいて、ただ実際の政策のところは具体的、結構明確であるべきだと思うので。表現については、一旦、事務局の方にお任せをしてまた案を出し

ていただくということで。またそれが出てきて、きちんと私たち確認しますし、施策のところでは具体的な、ものがきちんと出されているか、ということをもた、検証して提示していければと思います。ありがとうございました。

では他にはいかがでしょうか。

柿沼委員お願いいたします。

【柿沼委員】

第1期の骨子を、出していただきましたので、単純に比較すると、基本目標のところでは2が新しく、柱として立てられたということかと思いますが、それ自体はとても大切なことで、ここ、新設されたのが賛成ですけれど、ここで、「子ども・若者が学び成長することができる」ということで、その若者が、30歳までというような話もありましたけど、結構幅広いとすると、この基本的視点の2の「親も子も一緒に成長できる」というあたりと、表現が重なってきて、曖昧になってしまうというような気がしました。基本的な視点は1・2・3と「こども」と「子育て」と「地域」なんだと言われると、それはとてもすっきりといい視点ではないかと、バランスもいいのではないかと思います。

この基本的視点の2が、「子育ての充実」ということを、言い表しているかどうかその辺を、目標の2が入ったこともあって、文言を見直しするといいのかなという気がいたしました。

【会長】

ありがとうございます。

そうですね。こちら修正した方がわかりやすい、伝わりやすいですし、おそらく実際の施策とも、整合性がとれるかなというふうに思います。

アイデアとしては基本的視点の2が基本目標の2と被ってしまうこともありますし、実際の目標とか施策の内容を見ていくと、一緒に成長できるというよりは、地域で安心して子育てできる、産み育てられるとか、そういう中身になりますよね。

【柿沼委員】

きっと、そういう内容なのかというふうに思ったのですが、基本目標の4が、安心して「子どもを生み育てることができる」で、これはこれでとても大切なことですが、それを視点に持ってくることもできると思いますので。やはり基本目標の3・4・5を、まとめられるような子育ての充実を表すような、親も子も一緒にとあると、子が入ってしまうから余計重なるような印象を受けるように思いますが、おそらくここで言いたいのは、子どもの育ちとともに親も育つという、親も子育ての楽しさとか充実感を味わえるというようなことかなと思ひまして、そのあたりの受ける印象の話だけですけれど。

【会長】

こちらやっぱり修正した方が、わかりやすい、伝わりやすいですし、おそらく実際の施策とも、整合性がとれるかなというふうに思います。

アイデアとしては、4の基本目標の言葉を基本的視点2に持ってくる案もありましたし、子育ての楽しさとか充実感というところも含める案もあるのかもしれませんが。

今これについて、何かご意見とかアイデアがあればまとめたいと思いますし、特に具体的になかなか出ないようでしたら、修正を事務局にお願いするという形で進めたいと思います。

井上委員お願いいたします。

【井上委員】

先ほど、柿沼委員がおっしゃっていた、「こども」「親」「家庭」という視点で作られているというのを聞いて、視点1「こども」、視点2「親」、視点3「家庭」とするの1つの案かと思いました。

先ほどの事務局への質問で、第1期の形に戻したというお話でした。その第2期から第3期に前のものを引き継いで作ることが多いと思いますが、第1期から第3期の目標の形にしたという、意図を伺いたいです。

【会長】

ありがとうございます。

こちらは議論に必要なかと思いますが、事務局から補足としてご説明いただけますか。

【事務局】

国が昨年の12月にこども大綱を示し、その内容がこどもに関する幅広い分野に及ぶ事業が示され、たまたま八千代市の第1期がそれに近い形の計画となっていたということでもあります。また第2期については、事業に特化した形で策定しましたが、八千代市としては、第1期、第2期を踏襲する形で、ブラッシュアップしながら計画策定を進めさせていただきたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます。

第1期の計画を見ますと、1期の方は子どもの権利ですとか、意見表明とかってということが明確に書かれた計画だった。

ですので、結構、八千代は先進的な計画を作っていたのではないかと思います。

ただいまご説明があったように第2期の方で、狭めたっていう形ですが、国からの法律、方針等を踏まえると、第1期の方が、国の今の方針を近いっていう形になっていると思います。

ただ文言をそのまま持ってきたりしているの、今いろいろご意見が上がったような、直した方がいいのではないかと、というところになっていると思うので、おそらく、私たちが考えていくところとしては、文言をそのままになっているところを、おかしいところがないかチェックして、より良い表現だったりとか、ご提案していくということになると思います。

基本的視点の2、或いは1・2・3含めて、整理をしていただくということ、提案したいと思います。

【事務局】

今回の骨子案のことですが、確かに今回第1期・第2期というのは混同しているような骨子になっております。

今、委員さんがおっしゃられた通りです、まさに基本的視点が、文言書いてありますが、「子」という視点、「親」の視点、「地域」の視点ということで、そういったわかりやすい表現をしている市もあります。

今回ご意見伺ったものを、また次回の会議の中でお示しできればと思います。

先ほどから言っている、第1期が良い、第2期が良い、と色々な言葉の表現があると思いますので、こちらについても、今回の会議から次回の会議までには、また提案させていただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、他に何かございますか。

井上委員お願ひいたします。

【井上委員】

もう 1 点だけ、先ほど子どもという文字がすべてひらがなになったというお話を聞きましたが、この資料では漢字の子を入れているところと、八千代市子ども計画ではひらがなのところがあり、揺らいでいるのかと思っておりますが、今後どうされるのでしょうか。

【会長】

こちら今すぐ確認できればいいですが、もしお手元で確認できる委員の方いらっしゃいましたら。今ここに上がっている資料は、基本的には国から出されているものに基づいている、という形の理解で大丈夫ですか。

【藤澤委員】

アンケートが 29 歳までって書いてありますよね。若者調査。ひらがなで「子ども」と。29 歳までを若者とするのですか。これ国の調査が基になってますか。

【会長】

まず、「子ども」の文字、表現について、確認することと、アンケートの 15 歳から 29 歳までの範囲についてですね。

この 2 点、今、事務局の方からご説明いただけますか。

【事務局】

次期計画策定の根拠法が子ども基本法になりますので、そこで規定されているひらがな「子ども」を基本的には考えておりますが、先ほどもありました通り、施策によってということもございますので、そこは今後、ご意見を踏まえながら反映して参りたいと思います。

29 歳までとした理由ですが、繰り返しになりますが、国が示している各種法令による児童等の年齢区分で若者について、概ね 18 歳から概ね 30 歳までのものとしていることから 29 歳までとさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

「子ども」の表現について改めてご確認いただいて、次回出てくるときには疑問がないような形で、出していただければと思います。

他に何かございますか。

(発言なし)

ないようでしたら、先ほど上がりました内容を、事務局に提案させていただくということで、ご了承い

ただければと思います。

では続いて、次第の（3）その他に移らせていただきます。

事務局から何か連絡事項等がありますでしょうか。

【事務局】

今回の会議は、7月29日月曜日の10時から開催予定となっております。

場所が変わりまして隣の、八千代市福祉センター4階第3第4会議室となっておりますので、ご注意ください。

また第3回は10月下旬に開催する予定でございます。日程につきましては、後日改めてご連絡させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

次回が7月29日月曜日10時から、場所は隣の福祉センターということですので。

よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。

議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。